

令和4年7月5日



名古屋市融資制度「経営安定資金 環境適応資金（経済対策特別資金（原油・原材料高関連枠）」の取扱い開始について（保証料1／2免除）

名古屋市信用保証協会は、令和4年7月5日より、コロナ禍において原油・原材料高の影響を受けた中小企業者を対象とする「経営安定資金 環境適応資金（経済対策特別資金（原油・原材料高関連枠）」の取扱いを開始いたします。

本制度は、名古屋市からの保証料補助により、保証料の2分の1が免除される制度になります。

なお、既存の経済対策特別資金について令和4年4月1日以降に保証承諾を受け同年7月4日までに融資実行を受けた方は、保証料の2分の1相当分を還付できる場合がございます。還付については融資取扱金融機関にお問い合わせください。

記

【保証制度の概要】

制度名	経営安定資金 環境適応資金（経済対策特別資金（原油・原材料高関連枠））									
融資対象	コロナ禍において原油・原材料高の影響により、最近3か月間の月平均売上総利益率が前年同期もしくは2年前同期に比べて3%以上減少している中小企業者									
資金使途	設備資金・運転資金									
融資限度額	1億円（ただし、他の環境適応資金の残高を含みます。）									
融資期間	10年以内（1年以内の据置期間を含みます。）									
貸付利率	3年以内 年1.2% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.4% 10年以内 年1.5%									
返済方法	原則として均等分割返済									
信用保証料率	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	年率%	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
上記料率による保証料のうち、 2分の1を免除 します。 なお、条件変更時の変更保証料は対象となりません。										
保証人	原則法人代表者以外は徴求しない									
申込添付書類	名古屋市経営安定資金（環境適応資金）にかかる証明申請書（原油・原材料高の影響による利益率の減少）									
取扱期間	令和4年7月5日から令和4年9月30日保証承諾分まで									

以上